

# 放置船舶等を強制撤去しました

勢田川を中心とした河口部には約900隻の船舶が係留されており、放置船舶も多く存在します。放置船舶は水質事故や流出による事故などを引き起こすおそれがあるため、「勢田川等水面利用対策協議会」を設立して対策を進めていますが、昨年の台風18号により、緊急的に事故防止を行う必要が生じたため、強制撤去(簡易代執行)を実施しました。

## 1. 台風18号来襲後の状況

平成21年10月8日に来襲した台風18号により、勢田川において船舶や桟橋などが護岸にうちあげられたり、転覆するなどの状況が発生しました。



この付近の川沿いには民家があり、もっと大きな台風や津波が来たらとても**危険!!**

台風の影響によるものについて、下記の物件を水質事故や流出等による事故防止のため緊急的に撤去することとしました。

### 簡易代執行対象物件位置図



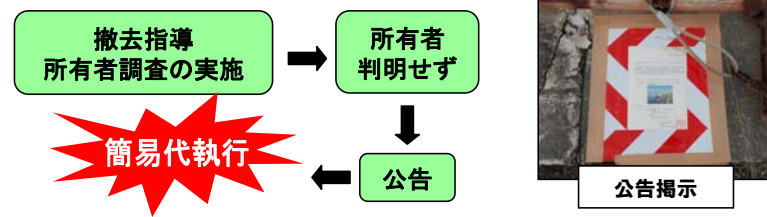
## 2. 放置船舶等の撤去手続き

左記の船舶等について、自主撤去を求める警告書を貼付し、所有者調査を行いました。

今回、所有者が判明せずそのまま放置された物件について、河川法第75条第3項に基づき、公告の後、簡易代執行(強制撤去)を行いました。

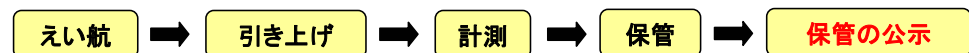
強制撤去で保管した物件は返還のための公示を行っています。

### ■強制撤去までの流れ



## 3. 簡易代執行の実施

### ■撤去作業の流れ



強制撤去により保管した物件の一覧は、三重河川国道事務所において閲覧できます。

保管物件	
船舶	2
桟橋	3
係船環	1

撤去した物件は、伊勢市田尻町の国土交通省勢田川排水機場敷地内で保管しています。所有者の方は三重河川国道事務所まで申し出てください。TEL059-229-2218

放置船舶の対策については、引き続き「勢田川等水面利用対策協議会」において検討していきます。